

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年12月16日

広島県西部総務事務所長 久保 康行

1 業務内容

(1) 業務名

広島県東広島庁舎食堂運営業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び広島県東広島庁舎食堂運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、年度毎の更新により終期を令和12年3月31日までとすることができる。

(4) 履行場所

広島県東広島庁舎食堂（東広島市西条昭和町13番10号）

(5) 委託料等

広島県は、この業務に委託料は支払わない。また、この業務により赤字が生じても、補てんはしない。

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「59A給食」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者ではないこと。

(5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(6) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 過去3年以内に、広島県内で衛生関係法令による営業停止処分などの不利益処分を受けていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒739-0014 東広島市西条昭和町13番10号
広島県西部総務事務所東広島支所総務課
電 話 082-422-6911

イ 交付期間

令和6年12月16日(月)から令和7年1月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)までの期間を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年1月10日(金) 午後5時まで

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔令和2年12月4日法律第70号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年1月14日(火)までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者はその旨を申し出ること。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和7年1月7日(火) 午後5時

ウ 説明会開催日

令和7年1月8日(水) 午後2時30分

エ 説明会開催場所

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号
広島県東広島庁舎食堂

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年1月24日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、経営状況調書及び提案書に係るヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県東広島庁舎食堂運営委託業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、評価値が同点の場合は、審査評価基準で最も多くの「優」の評価を得た者を最優秀提案者として決定する。更に「優」の数が同じとなった場合には、評価委員の投票による多数決で決定する。なお、票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「公募型プロポーザル説明書」4 提案書、経営状況調書の内容に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和7年1月30日(木)までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号
広島県西部総務事務所東広島支所総務課
電話(082)422-6911(内線2114)
FAX(082)423-8799